

●10月16日『世界食糧デー』

1979年の国連食糧農業機関（FAO）総会決議に基づいて、1981年からFAOが設立された10月16日を世界共通の世界食糧デーと定めました。開発途上国の飢餓や食糧問題について考えて、「すべての人に食料を」を現実のものにすることを目的とします。

ここ数年は日本でも異常気象と言われ、台風や豪雨などで農作物が不作というニュースもよく耳にします。つい先日集中豪雨による河川の氾濫があり、茨城県や栃木県の農作物に多くの被害がありました。世界的にも異常気象が各地で報告されています。開発途上国での小規模な農業の場合、水害などが発生すると死活問題になりかねません。直接的に効果が現れるわけではないですが、私たちが飢餓に苦しんでいる人たちに何か出来ることはあるのか？ということを考えてみてはいかがでしょう。

最近では利便性や長期保存などを優先して、添加物を多く含んだ食べ物をよく目にします。手軽で長持ちするのは現代の生活スタイルには欠かせないことですが、保存料や合成着色料というのは体内で消化しにくい物質が多く、体に残ってしまったり、消化しにしても身体への負担が大きくなります。出来れば食物の素材が生きるようなシンプルな料理をいただきたいですね。

「天高く馬肥ゆる秋」と、この季節は言われますが秋は美味しいものが数多く出回ります。秋刀魚や栗、きのご類や果物など挙げだしたらキリがありません。松茸などの高価なものにはなかなか手が出せませんが、脂の乗った秋刀魚やホクホクに炊いてある栗ご飯などを自然の恵みに感謝して美味しくいただき、食糧難で苦しむことのない世界が訪れることを願いたいものです。

OTONA ぶらりゆらり大人の休日 DAYS

相馬

●久保田一竹美術館を訪ねて

十数年前テレビ番組で、染色家久保田一竹氏の「一竹辻が花染」の総絞りの着物と製作の様子を観て、その繊細な色彩と細やかな作業に大変感銘を受けました。

その一竹氏の作品が展示してある美術館が、富士山や河口湖が一望できる湖畔にあります。

辻が花染めは「縫締絞り」という絞り染めで幻の染物と言われていたそうです。実際の寸法よりも大きめに仕立てられた白絹の着物に下絵を描き、その着物を一度解き、下絵に沿って生地一面に小指の先ぐらいのてるてる坊主を作るように糸を通し絞り、そのてるてる坊主の頭に色付けをし、防染、蒸し、水洗い、糸切り・糸抜きの作業をした後で仕立て直して完成。完成までに1年を要すると説明がありました。

室町時代頃までは大変人気のある染物でしたが、江戸初期ごろ、より自由に多色を使い、絵画的に表現が出来る「友禅染め」の出現により衰退してきたと言われています。手間ひまの掛かる製作過程を見て納得できました。

美術館本館には秋から冬にかかる富士山と自然の風景を描いた連作の着物が37枚展示してありました。深い味わいのある色彩と一枚として同じ絞り模様のない作品が素晴らしいです。

美術館は本館、新館、ギャラリーと庭園があり、氏の作品ばかりでなく氏のコレクションの蜻蛉玉（とんぼだま）なども展示してあり独特の雰囲気を出しています。庭園は夏の深い緑の中に飛龍の滝があり、静かに落ちる水の音が暑さを忘れさせてくれました。秋の紅葉はまた格別だろうと思います。夫々の季節に訪ねて美術館を見学のあと散策路を歩いてみるのも良いですね。（美術館内部の写真はHPより引用）



Member's Voice 「本とコーヒーと知的好奇心の旅へ」 星山

普段は活字嫌いであまり本を読まない私も、センチメンタルな秋風が頬をかすめる季節になると、不思議と読んでみるかという気持ちになり、無意識のうちに本屋へ出かけてしまいます。しかし日頃からジャンケン勝率も、くじ運も最高に悪い私は、ついつつまらない本ばかり選んで買ってしまいます。眠気と退屈を押さえ込み、コーヒーを飲みながら最後に面白くなるという奇跡を信じ読み進めているうちに、読書そのものが嫌になり毎年挫折を繰り返していました。

しかしある時からその傾向がガラリと変わりました。単純なことですが、そういう本に固執するのは時間の無駄なので即座に読むのを止めて捨てることにしました。スポーツでも「もうダメだ」と思ったときに無理をすると、体を壊してしまい選手生命を絶たれてしまうことすらあります。もちろん、最後まで読み切るほうがカッコイイかも知れませんが、つまらない中にも何か1つくらいは得るものはあるかも知れません。しかしそんなことを考えていたら前に進みません。

世の中には、相性が悪い人と同じ数だけ相性が悪い本があります。身の丈に合わない本や、今は読むタイミングではない本も無数にあります。最後まで読まなくてはという妙な義務感を捨てることこそが、本を好きになるキッカケになるかも知れません。

A

あい

i

C

kontakto

o

n

t

a

c

t



【今月号のLINE UP】

- ・<特集> 厚生年金・共済年金の一元化（後）
- ・ネコでもわかる人事労務基礎講座
- ・経営者のための「9つの力」「マイナンバーの」
- ・カレンダー探訪記「10月16日『世界食糧デー』」
- ・ぶらりゆらり大人の休日「久保田一竹美術館を訪ねて」
- ・Member's Voice「本とコーヒーと知的好奇心の旅へ」

笠森観音（2015.09.19）

千葉県鹿野郡にある笠森寺の観音堂を見学してきました。山上に材木を組み合わせた建築様式は「四方懸造（しまうかけづくり）」といい、国内で唯一だそうです。観音堂から眺めた景色は爽快で周辺は深い自然林に囲まれています。秋晴れの休日におすすめのスポットです。

AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします



社会保険労務士法人 相事務所 相行政書士事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階
Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-ajimusho.co.jp> / Email info@sr-ajimusho.co.jp

10月1日、いよいよ厚生年金と共済年金が一元化されます。あつらしい年金請求書が発表されるなど具体的な手続きも明らかになってきました。先月に続き一元化の詳細を探りあげますが、とくに今月号は、共済年金の内容に厚生年金を統一する改正事項にスポットをあてていきたいと思ひます。

●共済年金の内容に厚生年金を統一する主要改正事項

改正事項	厚生年金	共済年金
1.同月得喪の被保険者期間の取扱い	1ヶ月	0ヶ月(カウントしない)
2.年金額の端数処理	100円単位	1円単位
3.年金振込時の端数処理	1円未満切捨	2月に端数一括振込
4.年金額改定期時の変更	資格喪失日から1カ月	退職日から1カ月

解説 実務に影響が出てくるのは同月得喪(同じ月に被保険者の資格を取得、喪失すること)の取扱いでしょう。従来は厚生年金の保険料を1ヶ月分控除していたものが、10月以降は原則保険料を控除しないことになるため、注意が必要です。その他の事項についていえば、端数処理や振込の時点で有利・不利が生じていた問題について公平性を旨とした改正といえそうです。

●一元化によって通算される期間と通算されない期間

一元化によって、それまで単独の期間で扱っていたものが通算されるようになります。一方で、一元化以降も通算されない部分もあります。年金額に影響がでてくる主なケースについて項目を整理してみました。

通算される期間	通算されない期間
<ul style="list-style-type: none"> 特別支給の老齢厚生年金の必要期間(1年) 加給年金、振替加算の必要期間(20年) 中高齢寡婦加算の必要期間(20年) <p>※ () は原則の必要年数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中高齢短縮特例の受給資格期間(15~20年) 長期加入特例の必要期間(44年) 定額部分の40年上限

⚠一元化以降、期間通算によって受給権が発生するケース

65歳未満で共済年金をもらっている人が
10ヶ月の厚生年金期間を有していると…
一元化(H27.10.1)

共済年金

共済年金+厚生年金(10ヶ月分)

POINT!

本来、65歳未満の年金を受給するためには、1年以上の加入期間が必要で、一元化前は厚生年金部分が1年未満だと65歳からの支給でした。これが一元化で期間通算されることにより1年以上になる場合、その分の年金が受け取れるようになります。

●問答有用Q&A 【Q】一元化によって請求の手続きはどのように変わりますか

【A】今回の一元化によって手続上もっともかわるのは、「ワンストップサービス」が実現することです。従来は厚生年金は年金事務所、共済年金は各共済組合に請求する必要がありました。これが一元化によって、厚生年金・共済年金の複数の期間を有する人で1ヶ所の実施機関(年金事務所・共済組合)に請求すればよいこととなります。受け付けた請求書は年金給付にかかる期間に応じて各実施機関に回送され通知書の送付や年金の振込みが行わ

れます。ただし、ワンストップサービスにはそぐわない年金については、従来どおりの手続きを踏襲するケースもあります。(障害年金、特定警察職員等) また、手続きの話ではありませんが、共済独自の「職域部分」が「年金払い退職給付」に移行する改正など、内容を変えて存続する制度もあります。該当される方はご注意ください。

登場人物



おばあさん⇒長年、総務や人事の仕事に携わり、現在は社労士の資格を取得し社労士事務所で働いている。



クロ(猫)⇒昔、河原に捨てられているところをおばあさんに拾われて以来なついてしまった。何をやっても長続きしない性格で、現在求職中。

●電車遅延して、ただの紙切れ貰うために行列に並ぶより、早起きの方が賢い生き方だね!

クロ「すみません、店長!電車が遅れました!(はい、遅延証明書!)」
店長「ドアホ!毎度毎度5分10分ちょこちょこ遅刻しさらって!もう我慢の限界や!こんなオマエの自覚次第でどうにかなる問題ちゃうんか?!なあにかいっちょまえに遅延証明書じゃ!これ見せられて、ワシは一体どうしたらええんか?!」
ハニー。参りました、って言えばええんか?!
……なわけあるか、ボケ!黄門様の印籠とちゃうでえ!」
クロ「店長、今日は…いや、今日もホンマですねん!ドアの故障と、信号機の故障と、そのあと急病人が出て…」
店長「シャラップ!シャー、ラップ、や!あかんあかん!オマエのしょもない言い訳さくのホンマ時間の無駄や!ホラこの就業規則、目えかっぼじって見てみ。遅刻3回につき、1日欠勤として扱うとしっかり書かれとるん?今日で今月15回目の遅刻やから5日欠勤や!腐った根性叩き直さんと毎日タダ働きになってまうでえ!まさにタイムイズマネーや!」
クロ「ええー……」

—ここは大阪ミナミ—

おば「クロ、串カツ屋でのアルバイトは貰ってきたかい!」
クロ「あんな店やめたるわ!汗水垂らして労働した結晶がヤクザまがいの給料強盗に盗られたんや!(かかがかか…)」

経営者のための「9つの力」

福島

会社の成長戦略を進めていく中で、これだけはおさえおくと、きっと社長の力になれる!というものをピックアップしていきます。ぜひ、貴社のスタイルと照らし合わせてみてください。

●マイナンバー⑦ 「実際に、どのようにマイナンバーを取得するのか」

まもなく、みなさんの住所宛にマイナンバーの通知カードが届くことになります。会社としては、個人の番号を収集する義務が課せられています。では、実際にはどのように番号を収集取得すればよいのか。このお問い合わせが次第に増えてまいりましたのでまとめてみます。まず、取得方法としては3種類が考えられます。
1.取得から廃棄までの管理をすべて紙様式で行う
2.取得から廃棄までの管理をすべてクラウド・システム等で行う
3.取得は紙で行うが、それ以降はクラウド・システム等で行う
会社の規模や対応する担当者の方の負担などを考えて、3つのパターンが想定できます。

別途お客さまにはご案内を出させていただきますが、従業員数が多くなければ紙での取得、紙では煩雑になればベンダーのシステムを使用することが選択されるかと思ひます。紙での取得の場合、弊所作成のシートをお送りいたしますのでご利用いただければと考えております。また、マイナンバーセミナーの開催についてもご要望をいただいておりますが、10月29日(木)に、東京都社会保険労務士会主催の無料セミナーが開催される予定となっております。そこで福島がお話をさせていただきます。会場は、JR御茶ノ水駅が最寄りとなります。正式なご案内はこれからですが、ぜひそちらにも足を運んでいただければ幸いです。